

国際会計基準審議会公開草案 「金融負債に関する公正価値オプション」 に寄せられたコメントレーター分析

安 井 一 浩

1 はじめに

2010年5月11日に国際会計基準審議会（International Accounting Standard Board 以下：IASB）から公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」（IASB. 2010a）（以下：公開草案）が公表された。その主な内容は、公正価値オプションを適用した金融負債について、自己の信用リスクの変動に伴い計上された利益あるいは損失をいかに表示するかである。

公開草案に対しては、2010年7月16日を締切日として質問事項に対するコメントレーターが募集された。その後、2010年10月28日に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standard 以下：IFRS）第9号「金融商品」に負債に関する項目が追加される改訂がなされ、同時に国際会計基準（International Accounting Standard 以下：IAS）第39号「金融商品：認識および測定」の負債に関する項目が削除される改訂がなされた。

本稿では、公開草案に寄せられたコメントレーター回答者の分類を行っている。さらにコメントレーター回答内容の分類集計および分析を行い、関連するIASBからの公表資料およびIFRS第9号ならびにIAS第39号の改訂内容を検討することにより、金融負債に関するIFRSの改訂過程におけるコメントレーターの回答の反映状況の考察を行っている。また最後にコメントレーターの回答内容の分析からの考察を行っている。

2 IAS 第39号置換プロジェクトと金融負債

2.1 IAS 第39号置換プロジェクト

従来からIASBは、金融商品に関する一連の会計基準、特に理解および適用が困難であるとの批判が寄せられているIAS第39号の改善に取り組んできた。2005年以来、アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board 以下：FASB）とともに

IASBは、金融商品の財務報告の長期的な改善を目標としており、2008年には積極的に取り組むべき審議事項に加えている (IASB. 2010a. p 4. pars. 1-3)。

その後、2009年にはIFRS第9号の公表およびIAS第39号の改訂がなされ、金融資産に関する取扱いの変更が行われた。金融負債に関する取扱いの変更は、一年遅れ2010年に行われたものである。

2.2 金融負債における信用リスク変動の表示の問題点

2010年改訂前のIAS第39号 (以下:改訂前IAS第39号)では、金融負債について、当初認識後の測定は償却原価法を原則としながらも、当初認識後において公正価値評価を行い、その変動を損益で計上する、いわゆる公正価値オプションの指定を受けた金融負債の取扱いが規定されていた (IAS39 (2010). par. 9, par. 47)。このような金融負債は、自己の信用リスクが増大した場合に、適用される利率が上昇することにより負債の評価が下落し、結果として利益を計上することになる。本来自己の信用リスクの増大は、その企業にとって好ましいものではなく、利益が計上されることは、「直観に反する」との見解があり、この点については多くの関心がIASBにも寄せられていた (IASB. 2010a. p 5. par. 8)。

2.3 討議資料「負債測定における信用リスク」

2009年6月に、負債測定における信用リスク問題を取り上げた討議資料「負債測定における信用リスク」 (IASB. 2009a) が公表された。またこれに附属させるスタッフペーパー (IASB. 2009b) も同時に公表されている。ここでは、コメントを求める4つの質問が示されている。その概要は、以下のとおりである (IASB. 2009a. p 5)。

質問1: 負債の当初認識時の測定における当該負債に含まれる信用リスクの価額の取扱いについて

質問2: 負債の当初認識後の測定における当該負債に含まれる信用リスクの価額の取扱いについて

質問3: 信用リスクに起因する市場金利の測定方法について

質問4: 負債および信用状態の取扱いに関するスタッフペーパーに示された方法の選好について

またスタッフペーパーでは、負債の信用リスクの測定についての論点を取り扱うとともに、信用リスクを取り入れることに対する賛成論および反対論の論拠に言及している。なお討議資料に記載された質問に対する回答¹⁾123通が、IASBのウェブサイト¹⁾で公表され入手可能である。

この討議資料およびスタッフペーパーは、公開草案に先立ち、負債測定における信用リスク問題について取り上げたもので、その前提となるものといえる。

3 公開草案の内容と質問事項

3.1 公開草案の構成

公開草案は、表紙、序文、目次を含め30ページからなっている。本文は、p4～p12「前文および質問事項」、p13～p14「提案」、p15～p17「付表：他のIFRSの改訂」、p18「審議会の承認」、p19～p30「結論の根拠」の構成となっている。

3.2 提案の概要

公開草案に示された提案の概要は、以下のとおりである。

(1) 公正価値オプション

一定の適用条件のもとで金融負債を、純損益を通して公正価値により測定されるものとして指定することができる。なお指定はその後変更できない。適用条件は改訂前IAS第39号の規定を引き継いでいる（IASB. 2010a. p 13. par. 1）。すなわち会計上のミスマッチを低減もしくは消去する場合、または公正価値に基づいて管理されている場合である（IAS39 (2010). par. 9）。なおデリバティブについては、主契約と分離することが原則とされているが、一部を除き、全体として公正価値オプションの対象とすることができるとされている（IAS39 (2010). par. 11A）。

(2) 利益および損失の表示

公正価値オプションに指定された金融負債の公正価値の変動による利益および損失は、まず純損益に全額計上される。その後、公正価値の変動額のうち、負債の信用リスクの変動に起因する額は、振替が行われその他の包括利益に表示される（IASB. 2010a. p 13. par. 2）。いわゆる二段階アプローチとよばれる方法である。

(3) 信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分の測定方法

その他の包括利益に振替られる金額については、IFRS第7号に規定された方法により測定するとしている（IASB. 2010a. p 13. par. 2）。これは、金融負債の公正価値の変動総額から、基準金利の変動に起因する部分を控除した額とする方法、もしくはより信頼できる他の方法によるものである（IFRS7 (2010). par. 10, par. B4）。

(4) リサイクリング禁止

その他の包括利益に表示された金額は、それ以降、純損益に計上することができないとされている（IASB. 2010a. p 13. par. 3）。いわゆるリサイクリングの禁止と

呼ばれている条項である。

(5) 効力発生日および経過措置

効力発生日は、確定版公表時に示されるとされた、早期適用も認められている。改訂条項を早期適用した場合には、その事実を開示するとともに未適用の IFRS 第9号の全ての規定および付表に示された他の IFRSs の改訂項目を適用しなければならないとされている (IASB. 2010a. p 13-14. par. 4)。

(6) 移行措置

改訂条項は、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い遡及して適用しなければならないとされている (IASB. 2010a. p 14. par. 5)。

3.3 質問事項

公開草案に示された質問事項は以下のとおりである (IASB. 2010a. p 8-p 10)。英語の原文では、質問の間に関連する論点の説明および IASB の見解が示されているが、ここでは省略している。なお訳文に付している下線は、原文に付されている下線に対応する部分である。

・ 損益における負債の信用リスクの変動の表示

質問1：公正価値オプションの指定を受けた金融負債すべてについて、負債の信用リスクの変動を、純損益に反映させるべきではないとすることに、賛成するか。もし反対するならばなぜか。

質問2：あるいは質問1の方法に代えて、損益計算において mismatches を生じさせる場合を除いて (このような場合には、公正価値変動の全てを損益に計上することが要求される)、負債の信用リスクの変動は、純損益に反映させるべきではないと考えるか。

・ 負債の信用リスクの変動の影響をその他の包括利益に表示すること

質問3：負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分は、その他の包括利益に表示すべきであるとするに、賛成するか。もし反対ならばなぜか。

質問4：二段階アプローチが、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することに、賛成するか。もしそうでなければ、どのような代替案があるのか。あるいはなぜか。

質問5：一段階アプローチが、二段階アプローチよりも望ましいと考えるか。もしそうであるならば、なぜか。

質問6：負債の信用リスクの変動の影響を、（その他の包括利益よりも）資本に直接表示すべきであると考えるか。もしそうであるならば、なぜか。

・表示額の損益への再分類

質問7：その他の包括利益（あるいは質問6に賛成と回答した場合には、資本の部）に含まれていた負債の信用リスク変動の結果生じる利益または損失は、純損益に再表示すべきではないということに賛成するか。もしそうでなければ、なぜか。またどのような場合に再表示すべきか。

・負債の信用リスク変動の影響の測定

質問8：この公開草案における提案のために、IFRS第7号のガイダンスを、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を算定する方法として利用すべであるということに、賛成するか。もしそうでなければ、どのような代替案があるのか。あるいはなぜか。

・効力発生日と移行措置

質問9：早期適用に関する提案に賛成するか。もしそうでなければ、どのような代替案があるのか。あるいはなぜか。

質問10：提案されている移行措置の要件に賛成するか。もしそうでなければ、どのような代替案があるのか。あるいはなぜか。

4 コメントレーター回答者の分類

4.1 コメントレーターの公表と入手

討議資料「負債測定における信用リスク」と同様にIASBは、寄せられたコメントレーターを公表している。本稿では、これらをIASBのウェブサイトから入手し分析の対象とした。²⁾なおコメントレーターは、138通が公開されているが、再提出により重複しているものがあり実際には137通である。

4.2 回答者の地域別、属性別分類

回答者を地域別³⁾、属性別⁴⁾に分類し集計した結果を（表4-1）に示した。

表 4-1-1 続き

地域 属性	国際機関・ 多国籍組織		欧州			北 米		中 南 米	ア フリ カ	中 東	ア ジ ア			大 洋 州	不 明	合 計
	欧州域	その他	イギリス	EU諸国	その他	ア メ リ カ	そ の 他				日 本	中 国	そ の 他			
営利企業																
会計士事務所		1	5	1			1					1				9
銀行			4	6	1	4							3			18
保険		1	1			1						1				4
コンサル ティ ング						1										2
その他			1		1							1				4
個人				2									3	1	1	7
合 計	12	10	21	31	4	10	5	0	2	2	6	5	12	16	1	137
地域計	22		56			15		0	2	2	23			16	1	137

4.3 回答者の所在地域

地域別に見れば、欧州が56通と一番多く次いで国際機関・多国籍組織が22通となっている。ただし国際機関・多国籍組織のうち、欧州域のものが12通あることから、欧州地域からの回答が計68通となり、総回答数137通の50%近くを占めている。また欧州の中では、イギリスが21通で国別では最多となっている。そのうち会計士の業界団体からのものが5通ある。イギリスでは6つの有力な会計士の団体が存在するが、そのうちの5団体⁵⁾が回答を寄せているものである。また営利企業のうち会計士事務所からのものが5通あるが、このうちいわゆる四大会計事務所⁶⁾は、いずれもイギリスに登録している事務所あるいは所在する事務所が回答している。これらの回答がイギリスの回答数を多くしている要因の一つであるといえよう。なお表に示していないがフランスからは8通、ドイツからは7通となっている。

さらにアジア23通、大洋州16通となっている。人口、経済規模に比して相対的にアジアが少なく大洋州が多くなっている。また国別では日本6通、中国5通となっている。中国は人口、経済規模に比して回答数が少ないことがわかる。表には示していないが、大洋州のうちオーストラリア12通、ニュージーランド3通、両国に跨るもの1通となっている。特にオーストラリアからの回答が多くなっている。なおオーストラリアのうち4通は、政府機関の中でも財務関係機関⁷⁾からのもとなっている。

北米については、15通となっておりこのうちアメリカが10通である。アメリカからの回答は人口、経済規模を考えると、欧州に比して相対的に少ないといえるが、特に会計基準設定組織、業界団体からの回答が少ないといえる。またアフリカ2通、中東2通、中南米0通とこれらの地域からの回答が少ない結果となっている。

上記の結果から、回答数が「関心の高さ」⁸⁾の代理変数であるとの仮定のもとでは、欧州、特にイギリスの関心が高いといえる。また大洋州は、欧州からは遠隔地にあるものの、オーストラリアからの回答が多くなっていることも注目される。

一方、北米、アジアは、関心があるものの、欧州ほど高いものであるとは言えない。またアフリカ、中東、中南米は関心が低いといえよう。なお日本に関しては、関心が極端に低い状況であるとも高い状況であるとも言えないが、営利企業の関心が低いといえよう。

4.4 回答者の属性

回答者の属性については、銀行からの回答が24通(国際機関3通、政府機関2通、中央銀行1通、営利企業18通)となっている。銀行の業界団体からの12通を合わせれば36通となり、銀行業関係からのものが最多となっている。以下、会計士関係から29通(業界団体

20通、会計士事務所9通)、会計基準設定組織から20通(政府機関5通、非営利組織15通)、保険業関係から14通(業界団体10通、営利企業4通)となっている。

回答数が関心の高さの代理変数であるとの仮定のもとでは、銀行業界、会計士業界、保険業界の関心が高くなっているといえよう。

なお財務諸表利用者側と考えられるものとして、政府機関のうちの監督機関、アナリストが挙げられる。しかし回答としては、前者は5通、後者はアナリスト団体として2通にとどまっており相対的に関心が低いといえよう。

5 コメントレター回答内容の集計および分析

5.1 集計方法

ここでは、上記3.3の公開草案に示された質問1から質問10に対する回答内容の集計を行っている。

質問のうち質問1、質問3、質問4、質問7、質問8、質問9、質問10は、「～に賛成するか。」という質問文であり、質問2、質問5、質問6は、「～と考えるか。」という質問文となっている。英語の原文では、前者は“Do you agree～?”の文型であり、後者は“Do you believe～?”の文型である。いずれの場合も回答としては、“Yes、～”、“No、～”あるいは、“We agree～”または“ We don’t agree～”の文型での回答が期待される。そこで「賛成」と「反対」の2区分を基本とした。しかし実際には、この文型以外の回答が散見された。そこでこれら回答については、筆者が回答内容をもとに解釈を行い「賛成」か「反対」かを判断した。

また「賛成」のうち一定の条件を示している回答については「条件付賛成」に分類した。「賛成」あるいは「反対」の記載がなく、質問内容とは異なる自己の意見を記載している回答については、「別提案」に分類した。ただし内容としては、「反対」に近いと考えられる。さらに回答していない質問については「無回答」とした。

なお質問内容と回答を検討した結果、前後関係からその回答に疑問が生じる場合には、一部で回答の修正したうえで集計を行っている。具体的な修正については、以下で触れている。

5.2 各質問に対する回答集計および分析

5.2.1 質問1および質問2の回答集計および分析

5.2.1.1 質問内容および回答の問題点

質問1は、公開草案への支持を問うものと解される。ただし質問には、(i)負債の信

用リスクの変動を認識する、(ii)純損益に反映させるべきではない、の2つの要素が含まれている。(i)に賛成、(ii)に賛成の場合には、「賛成」となる。しかし後述する凍結信用方式を、全面的に支持する場合のように(i)に反対の場合も(ii)の否定が全体に係ると解され「賛成」となってしまう。このように同じ「賛成」でも回答者の意図が異なる場合が想定される。なお従来のIAS39号の規定を支持する場合には、(i)賛成、(ii)反対となり「反対」となる。

また質問2は、ミスマッチが生じる場合には、損益で信用リスクの変動を計上する代替案(以下:代替案)への支持を問うものと解される。ミスマッチが生じない場合は、公開草案と同じである。ここでも本文には、(i)負債の信用リスクの変動を認識する、(ii)ミスマッチが生じた場合には純損益に反映させる、(iii)ミスマッチが生じない場合には、純損益に反映させるべきではない、の3つの要素が含まれている。ここでは、凍結信用方式を全面的に支持する場合のように(i)に反対の場合には、「賛成」とはならず「反対」となる。なぜならば(ii)と(iii)で場合を分けているが、(ii)が肯定文となっているからである。また改訂前IAS39号の規定を支持する場合には、「反対」となると解される。

公開草案では、負債の信用リスクの変動を認識することを前提として議論が進められている。この論点は、上記2.3で取りあげた討議資料「負債測定における信用リスク」(IASB. 2009a)およびスタッフペーパー(IASB. 2009b)ですすでに議論されている内容である。負債の信用リスクの変動を認識しない方式をIASBは、凍結信用方式(frozen credit spread approach)と称し、賛同者が少ないと結論づけている(IASB. 2010b. p 14)。しかし凍結信用方式を支持する意見が回答の中に存在し、この中には、全ての場合において凍結信用方式とすべきであるという意見と一定の場合に凍結信用方式とすべきであるとの意見があった。

なお日本の「金融商品に関する会計基準」第67項にあるように、負債の時価評価は行わず、公正価値の変動を全く認識しない方法も考えられるが、この方法を支持する回答はなかった。

IASBとしては、討議資料「負債測定における信用リスク」の回答をある程度、踏まえたうえで公開草案を公表したとの立場であろう。しかし凍結信用方式支持者が存在することも想定して公開草案の質問を作成すべきであったと考えられる。

このように質問1および質問2のように2つ以上の要素を含む質問は、十分な分析ができない可能性がある。上記のように単に賛成、反対といっても回答者の意図が異なる場合が生じるためである。ただし実際には、分析するにあたり、回答に記載された理由などの

文章で判断することが可能であったが、集計が煩雑になってしまうといえよう。

以上から、質問1および質問2の回答および回答に記載されている文章により、回答者の意図を推定すれば（表5-1）のようになる。ここで注意を要するのは、質問1が「賛成」、質問2が「反対」あるいは質問1、質問2ともに「反対」の場合に、異なる支持内容の場合があるということである。

表5-1

質問1	質問2	回答内容	支持内容
賛成	反対	凍結信用方式を全面的に支持	全面凍結信用方式支持
賛成	反対	上記以外	公開草案を支持
反対	賛成	—	代替案を支持
反対	反対	一定の場合、凍結信用方式を支持	一定の場合、凍結信用方式支持
反対	反対	改訂前 IAS39 号を支持	改訂前 IAS39 号を支持

また質問の対象としてトレーディング目的の金融負債を、対象として考えるのか否かが質問1および質問2の本文中からは判明できない。この点について、公開草案では「トレーディング目的で保有するもの以外」（IASB. 2010a. p 6. par11）としている。しかし質問の部分から離れて記述されているためか、トレーディング目的を除くという条件を示した回答が見られた。しかし他の回答がトレーディング目的を除くことを前提としていると判断し、このような回答は「条件付賛成」には含めず「賛成」として分類した。

なお回答の中に注意を要するものが存在した。質問1で「賛成」を表明しながら、ミスマッチが生じない場合という条件を付している場合などである。質問1に「金融負債全てについて」とあり、質問2が代替的にミスマッチが生じた場合に関する質問であることから、「反対」とすべきであると考えられる。このような場合には、実質反対と捉え修正を行い「反対」とみなした。

5.2.1.2 回答集計

質問1および質問2の単純な集計結果は（表5-2）のようになる。

しかし前述のように質問ごとの回答からは、意図が汲み取れない。そこで回答者の「賛成」、「反対」および回答の理由などの文章の内容をもとに（表5-1）の区分に応じて集計を行った結果は（表5-3）のようになる。

単純に集計した（表5-2）では、質問1のほうが質問2に比べて「賛成」が多く「反対」が少ない。そのため公開草案の方が支持されていると解される恐れがあるように思わ

表5-2

	質問1	質問2
賛成	59	35
条件付賛成	3	14
計	62	49
反対	67	66
別提案	4	6
計	71	72
無回答	4	16
合計	137	137

表5-3

支持内容	
公開草案を支持	39
代替案を支持	45
全面凍結信用方式支持	15
一定の場合、凍結信用方式支持	4
従来のIAS第39号を支持	12
その他	22
合計	137

れる。しかし(表5-3)を見れば絶対多数ではないものの、代替案への支持が多数であることがわかる。

5.2.2 質問3の回答集計および分析

5.2.2.1 質問内容および回答の問題点

質問3は、公正価値の変動額のうち、負債の信用リスクの変動に起因する額を、その他の包括利益に表示するという、公開草案への支持を問うものである。この質問における問題点は、質問1および質問2で示した凍結信用方式を支持した場合の回答である。質問3の内容は、負債の信用リスクの変動に起因する額を認識することが前提である。従って凍結信用方式を支持した場合には、回答しないように指示をすべきであったと思われる。なお凍結信用方式を支持する回答の中には、反対のものもあれば「もし表示をするならば」という条件を付したものが存在した。

5.2.2.2 回答集計

質問3への回答の集計結果は（表5-4）のようになる。前提が異なる全面凍結信用方式支持の回答者の回答は別に集計した。

表5-4

	全面凍結信用方式支持以外	全面凍結信用方式支持	計
賛成	58	0	28
条件付賛成	29	3	32
計	87	3	90
反対	17	8	25
別提案	6	4	10
計	23	12	35
無回答	12	0	12
合計	122	15	137

結果として公開草案を支持する回答が多くなっているが、また反対の回答も存在する。

5.2.3 質問4および質問5の回答集計および分析

5.2.3.1 質問内容および回答の問題点

質問4は公開草案に示された二段階アプローチへの支持を、質問5は一段階アプローチへの支持を問うものとなっている。一段階アプローチとは、負債の信用リスクの変動に起因する変動額を直接その他の包括利益に表示する方法である。これらのアプローチは、代替的であると考えられる。

また、いずれの場合も公正価値変動額のうち、負債の信用リスクの変動に起因する額を、その他の包括利益に表示することが前提となる。従って質問3において「賛成」であることを前提としたものである。そのため質問3において「反対」であれば質問4および質問5はともに「反対」となる。しかし回答には、質問3において「反対」であっても、もし「賛成」ならば、という仮定のもとでの回答もある。

以上からここでも、質問1および質問2と同様に、単純に質問4および質問5の質問ごとの回答から回答者の意図が読み取れないと思われる。そこで質問4および質問5の両方の回答から支持内容を推定すれば（表5-5）のようになる。

表5-5

質問4	質問5	支持内容
賛成	反対または無回答	二段階アプローチを支持
反対または無回答	賛成	一段階アプローチを支持
反対または無回答	反対または無回答	その他

5.2.3.2 回答集計

上記(表5-5)の支持内容の別による質問4および質問5への回答の集計結果は、(表5-6)のようになる。前提が異なる質問3に賛成した以外の回答者の回答は別に集計した。

表5-6

支持内容	質問3に賛成	質問3に賛成以外	計
二段階アプローチ	8	11	19
一段階アプローチ	52	29	81
その他	30	7	37
合計	90	47	137

5.2.4 質問6の回答集計および分析

5.2.4.1 質問内容および回答の問題点

質問6は、負債の信用リスクの変動に起因する変動額を、資本に直接表示するという方法に対する支持を問うものである。質問3の代替的な質問であり、同様に負債の信用リスクの変動に起因する額を認識することが前提である。ここでも凍結信用方式を支持した場合には、回答しないように指示をすべきであったと思われる。

5.2.4.2 回答集計

質問6への回答の集計結果は、(表5-7)のようになる。前提が異なる全面凍結信用方式支持の回答者の回答は別に集計した。

表5-7

	全面凍結信用方式支持以外	全面凍結信用方式支持	計
賛成	3	0	3
条件付賛成	0	0	0
計	3	0	3
反対	95	11	106
別提案	5	1	6
計	100	12	112
無回答	19	3	22
合計	122	15	137

5.2.5 質問7の回答集計および分析

5.2.5.1 質問内容および回答の問題点

質問7は、負債の信用リスクの変動の結果生じる利益または損失を、純損益に再表示すべきではないことへの支持を問うものである。言い換えればリサイクリング禁止への支持を問うものである。質問3と同様に、公正価値の変動額のうち、負債の信用リスクの変動に起因する額を認識することが前提となる。ここでも凍結信用方式を支持した場合には、回答しないように指示をすべきであったと思われる。

5.2.5.2 回答集計

質問7への回答の集計結果は（表5-8）のようになる。前提が異なる全面凍結信用方式支持の回答者の回答は別に集計した。

表5-8

	全面凍結信用方式支持以外	全面凍結信用方式支持	計
賛成	28	0	28
条件付賛成	1	0	1
計	29	0	29
反対	60	9	69
別提案	12	3	15
計	72	12	84
無回答	21	3	24
合計	122	15	137

5.2.6 質問8の回答集計および分析

5.2.6.1 質問内容および回答の問題点

質問8は、負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を算定する方法として、IFRS第7号に示された方法によることに対する支持を問うものである。質問3、質問6および質問7と同様に公正価値の変動額のうち、負債の信用リスクの変動に起因する額を認識することが前提となる。ここでも凍結信用方式を支持した場合には、回答しないように指示をすべきであったと思われる。

5.2.6.2 回答集計

質問8への回答の集計結果は(表5-9)のようになる。前提が異なる、全面凍結信用方式支持の回答者の回答は別に集計した。

表5-9

	全面凍結信用方式支持以外	全面凍結信用方式支持	計
賛成	60	6	66
条件付賛成	27	3	30
計	87	9	96
反対	8	0	8
別提案	11	3	14
計	19	3	22
無回答	16	3	19
合計	122	15	137

5.2.7 質問9の回答集計および分析

5.2.7.1 質問内容および回答の問題点

質問9は、早期適用に関する質問である。ただし公開草案から、質問には3つの要素が含まれていると考えられる。それは(i)早期適用、(ii)早期適用した場合におけるその事実の開示、(iii)早期適用した場合における未適用のIFRS第9号の全ての規定および付表に示された他のIFRSsの改訂項目の適用(以下:同時適用)、のそれぞれの是非である。上記、5.2.1.1においても指摘したように、一つの質問に2つ以上の要素が含まれると、回答者の意図を汲み取ることができない可能性がある。この質問9の場合、(i)には、賛成であるが(iii)には反対の場合に、回答者は、「反対」とする場合も考えられるが、一方で条件付の「賛成」という回答をする可能性もある。単純には、同じ意図でも

前者は「反対」後者は条件付の「賛成」ということになってしまう。これらの点を考慮して、回答から支持内容を推定すれば（表5-10）のようになる。なお（ii）についても同様のことが考えられるが、特にこの部分について条件付の回答はなかった。

表5-10

賛成・反対	条件・理由	支持内容
賛成	無条件	早期適用，同時適用とも賛成
賛成	同時適用を除く	早期適用賛成，同時適用反対
反対	同時適用があるため反対	
賛成	その他	その他の条件付賛成
反対	その他	反対

5.2.7.2 回答集計

上記（表5-10）の支持内容の別による質問9への回答の集計結果は，（表5-11）のようになる。

表5-11

早期適用，同時適用とも賛成	55
早期適用賛成，同時適用反対	26
その他の条件付賛成	15
計	96
反対	9
別提案	3
計	12
無回答	29
合計	137

5.2.8 質問10の回答集計

5.2.8.1 質問内容および回答の問題点

質問10は，移行措置の要件である遡及適用に関する質問である。

5.2.8.2 回答集計

質問10への回答の集計結果は，（表5-12）のようになる。

表5-12

賛成	64
条件付賛成	25
計	89
反対	8
別提案	8
計	16
無回答	32
合計	137

6 公開草案と IFRS 第9号および IAS 第39号改訂

6.1 IASB 公表文書と IFRS 第9号および IAS 第39号改訂

IASB では、公開草案に記載されている質問について、2010年7月を締切日としてコメントレーターを求めている (IASB. 2010a. p8)。その後、2010年10月に「プロジェクトの要約とフィードバック説明書」(IASB. 2010b) を公表していた。また同時に IFRS 第9号および IAS 第39号の改訂を行い、金融負債関係の取扱いを変更した。

上記の「プロジェクトの要約とフィードバック説明書」(以下：フィードバック説明書) では、公開草案と改訂された IFRS 第9号との相違点および各論点の説明を行っている。以下では上記各質問に対する IASB の対応の検討を行う。

6.2 各質問への回答および改訂内容

6.2.1 質問1 および質問2 への回答および改訂内容

質問1 および質問2 は、負債の信用リスクの変動を、公開草案のように全ての場合に、損益に反映させないか、代替案として mismatches の場合に反映させるかに関するものである。質問1 および質問2 への回答は (表5-1) のように分類し、結果は (表5-3) に示している。ここから代替案を支持する回答が最多数であるものの過半数ではないことがわかる。一方 IFRS 第9号および IAS 第39号は、公開草案から変更され代替案に示した内容で改訂された。フィードバック説明書では、「注目したケースでは、特定の企業において、mismatches が重要となり、情報が意思決定に有用とならない結果をもたらす」(IASB. 2010b. p11)。としている。mismatches が重要となる場合とは、金融資産と金融負債とが関連付けて管理されている業態が想定される。業種的には、銀行業が考えられる。銀行業関係からの回答を、支持内容別に集計したものが (表6-1) である。

表 6-1

支持内容	属性	業界 団体	国際 機関	政府 機関	中央 銀行	営利 企業	計
公開草案を支持		2				2	4
代替案を支持		4	2			11	17
凍結信用方式を支持		1		1		3	5
一定の場合、凍結信用方式を支持		2					2
改訂前 IAS39 号を支持				1	1		2
その他		3	1			2	6
合 計		12	3	2	1	18	36

このように銀行業関係では、代替案を支持する回答が多く、また回答数が多いことから、特定の企業とは銀行業を指すと推定される。IASBとしては、銀行業関係からの回答に配慮し公開草案から代替案に変更したものと推定される。

6.2.2 質問3への回答および改訂内容

質問3は、公開草案に示された負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分を、その他の包括利益に表示することへの支持を問うものであるが、(表5-4)に示したように公開草案への支持が多数となっており、公開草案の内容でIFRS第9号およびIAS第39号が改訂された。

6.2.3 質問4および質問5への回答および改訂内容

質問4および質問5については、公開草案に示された二段階アプローチと、代替案としての一段階アプローチのいずれかへの支持を問うものであるが、(表5-6)に示したように公開草案とは異なり、一段階アプローチへの支持が多数となっている。IFRS第9号およびIAS第39号は、公開草案に示された二段階アプローチから変更され、一段階アプローチにより改訂された。(IASB. 2010b. p9)。

6.2.4 質問6への回答および改訂内容

質問6は、公開草案には示されていない負債の信用リスクの変動に起因する変動額を、資本に直接表示するという案への支持を問うものであるが、(表5-7)に示したように支持する回答が少なく、IFRS第9号およびIAS第39号の改訂には採用されなかった。

6.2.5 質問7への回答および改訂内容

質問7は、公開草案に示されたリサイクリング禁止への支持を問うものであるが、(表5-8)に示したように、支持しない回答が多数となっている。一方、IASBの対応として、改訂後のIFRS第9号ではリサイクリングを禁止している。フィードバック説明書では、「公正価値オプションの指定がなされる金融負債は、そのほとんどが満期まで保有され契約金額で償還されることが予想される。このような場合には、その他の包括利益で計上された自身の信用の変動額は、満期時にゼロとなり、リサイクリングの問題は生じない。」(IASB. 2010b. p 12)としている。また「これらおよび他の提案に対する多くの回答者から、その他の包括利益の役割およびIFRSsにおけるリサイクリングの原則を明確にすることを要請された。我々はこの重要な問題に時間を掛ける必要があることには同意しており、この問題は財務報告にほとんど場合、影響するものである。また作業が充分に取り掛かれるまで、さらに広範囲にリサイクリングを適用することは適当ではないと考える。」(IASB. 2010b. p 13)としている。

6.2.6 質問8への回答および改訂内容

質問8は、公開草案に示された負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を算定する方法として、IFRS第7号に示された方法に対する支持を問うものである。(表5-9)に示したように賛成が多数となっている。IFRS第9号およびIAS第39号の改訂ではIFRS第7号の方法を利用することとしている。しかし条件付賛成も一定数存在する。そのため、一部の回答者からの指摘に応じて信用リスクの定義についての説明を加えたとしている (IASB. 2010b. p 17)。

6.2.7 質問9への回答および改訂内容

質問9は、早期適用の是非を問うものであるが、公開草案では、未適用のIFRS第9号の全ての規定および付表に示された他のIFRSsの改訂項目の同時適用を求めている。(表5-11)に示したように、早期適用および同時適用について賛成が多数であるものの、同時適用に反対の意見も存在する。しかしIASBでは、公開草案において提案した同時適用を要求した。(IASB. 2010b. p 17)。

6.2.8 質問10への回答および改訂内容

質問10は、公開草案で提案された遡及適用の是非を問うものである。(表5-12)に示したように賛成が多数となっている。条件付の賛成が存在するもののIASBでは、IFRS第

9号およびIAS第39号の改訂において、公開草案と同様に遡及適用を要求している。

6.3 リサイクリング問題

IASBはIFRS第9号およびIAS第39号の改訂において公開草案に寄せられた回答を概ね反映させているといえる。しかし質問7のリサイクリング禁止については、支持しない回答が相対的に多数であるにもかかわらず反映させていない。IASBはリサイクリング禁止を主張しているようであり、「英連邦国のように当期純利益に重点を置かない国々もあるため、財務諸表の表示プロジェクトでは、リサイクリングをやめることが何度か提案されており、それが繰り返される可能性もある。」(山田辰己. 2009. p 35)との指摘もある。実際、2009年のIFRS第9号新設による金融資産の取扱いにおいても、その他の包括利益に計上された公正価値の変動のリサイクリングは禁止されている(IFRS9(2010). par. B5.12)が、「これに対しては、多くのコメントが反対を表明している」(山田辰己. 2009. p 36)。

多くの回答が、提案に反対を表明しているにもかかわらず、提案の通りに改訂することの是非については、今後の検討課題としたい。ただし上記のようにフィードバック説明書では、IASBも「この重要な問題に時間を掛ける必要があることには同意し」(IASB. 2010b. p 13)ている。今後の議論の推移に注目を要すると思われる。

なお上記(山田辰己. 2009)によればリサイクリング禁止への支持は、イギリス連邦加盟国からの意見のように思われる。そこで公開草案に寄せられたイギリス連邦加盟国からの質問7への回答の集計を(表6-2)に示した。

表6-2

	イギリス連邦加盟国		計
	イギリス	イギリス以外	
賛成	4	14	18
条件付賛成	0	0	0
計	4	14	18
反対	13	10	23
別提案	0	4	4
計	13	14	27
無回答	4	3	7
合計	21	31	52

確かに(表5-8)と比較すれば、イギリス連邦加盟国では賛成の比率が高い。しかし

それでも賛成が圧倒的な多数というわけではない。なおイギリスは他のイギリス連邦加盟国に比べて反対の比率が高い。これはイギリスに登録をしているか所在しているが、多国籍組織的な性格を持っていると考えられる四大会計事務所、銀行などが反対を表明していることも要因と考えられる。

7 その他の考察事項

7.1 回答集計方法

回答は、(表4-1)にもあるように様々な組織から寄せられている。また個人からの回答も7通あった。各回答について適切な比重を筆者が発見できなかったため、本論文では比重をかけないで集計している。IASBでは回答の投書についての資格要件等を示していない。現状では、IASBにおいても同じく比重をかけていない可能性もある。もしそうであれば、組織票的な行動をされた場合、公開草案の公表による提案と回答の受付という手続きの有効性が阻害される可能性も否定できない。

7.2 回答の分散

銀行業関係の質問1および質問2に対する支持内容ごとの回答数は(表6-1)に示したが、(表7-1)は同様に、会計士関係、会計基準設定組織について支持内容ごとの回答を集計したものである。

表7-1

支持内容	会計士関係			会計基準設定組織		
	属性 業界 団体	会計士 事務所	計	政府 機関	非営利 組織	計
公開草案を支持	9	5	14	2	5	7
代替案を支持	5	2	7	1	4	5
凍結信用方式を支持	1	1	2	1	2	3
一定の場合、凍結信用方式を支持					1	1
改訂前IAS39号を支持	1		1		2	2
その他	4	1	5	1	1	2
合計	20	9	29	5	15	20

これらの表から質問1および質問2に関して、同じ属性であっても回答が分散していることがわかる。しかし所在地域の違いが影響している可能性がある。そこで(表7-2)

では、会計士関係の業界団体のうち所在地がイギリスおよび EU 諸国であるもの、会計基準設定組織のうち所在地が EU 諸国であるものについての集計を示した。また四大会計事務所からの回答についても示している。

表 7-2

支持内容	属性・地域		会計士関係・業界団体	会計基準設定組織	四大会計事務所
	イギリス	EU 諸国	EU 諸国	EU 諸国	イギリス
公開草案を支持	3	1		2	2
代替案を支持	1			1	1
凍結信用方式を支持		1		3	
一定の場合、凍結信用方式を支持				1	
改訂前 IAS39 号を支持		1			
その他	1	1			1

ここでも回答が分散していることがわかる。質問事項に対して、回答が分散することとは、「普遍的な判断基準が存在しない」ということがその背景にあるのではないだろうか。これは筆者の仮説である。しかし仮に「普遍的な判断基準が存在しない」とすれば、原則主義による IFRS 適用の不安定さが増す可能性がある。またフレームワークが機能していないという可能性も指摘できる。この仮説の検証およびそれに対する提案については、今後の課題としたい。

注 釈

- 1) IASB ウェブサイト、討議資料「負債測定における信用リスク」コメントレターページ（2012年2月5日ダウンロード）
<http://www.ifrs.org/IASCFCMS/Templates/Project/LetterList.aspx?NRMODE=Published&NRNODEGUID=%7b8D527C03-450B-4CF0-89B4-13BDAEC23C83%7d&NRORIGINALURL=%2fCurrent%2bProjects%2fIASB%2bProjects%2fCredit%2bRisk%2bin%2bLiability%2bMeasurement%2fDP%2bJun%2b09%2fComment%2bLetters%2fComment%2bLetters%2ehtm&NRCACHEHINT=Guest>
- 2) IASB ウェブサイト、公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」コメントレターページ（2012年2月5日ダウンロード）
<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Phase+I+--+Classification+and+measurement/-Exposure+draft+on+fair+value+option/Comment+letters/Comment+letters.htm>
- 3) 地域区分は、下記のウェブサイトを示された外務省の区分によっている。なお IASB のウェ

ウェブサイトには、コメントレーターごとに国が表示されているが、コメントレーターの本文をもとに一部修正している。また個別の国が表示されていても、それが国際機関、多国籍組織の本部の所在地であると判断される場合には、「国際機関・多国籍」としている。

外務省、各国・地域情勢ページ (2012年2月5日ダウンロード)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>

- 4) 属性については、筆者の分類によっている。
 - 5) 回答を寄せているのは、Chartered Institute of Management Accountants, The Institute of Chartered Accountants of Scotland, Association of Chartered Certified Accountants, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, London Society of Chartered Accountants の5団体である。このうち London Society of Chartered Accountants は、The Institute of Chartered Accountants in England and Wales の地域会である。なお Chartered Accountants Ireland および Institute of Certified Public Accountants Ireland は、ともに北アイルランドをその対象地域に含んでいるが本稿では、アイルランドに含めている。
 - 6) Ernst & Young, Deloitte Touche Tohmatsu, PricewaterhouseCoopers, KMPG の4会計士事務所を指す。
 - 7) Australian State Central Borrowing Authorities, Department of Finance and Deregulation, New South Wales Treasury, Australian Heads of Treasuries Accounting and Reporting Advisory Committee の4機関である。
 - 8) 関心の対象が「金融負債における信用リスク変動の表示問題」であるのか IFRSs そのものであるのか、あるいはその他のものであるのかを検討する余地はある。しかしこれらを区別することが本稿の目的ではないため、区別せずに「関心の高さ」として議論を進める。
 - 9) イギリス連邦加盟国については、イギリス連邦ウェブサイトでしている。(2012年2月5日ダウンロード)
- <http://www.commonwealth-of-nations.org/Member-Countries-Brief-Intro,38,30,1>

参 考 文 献

- IASB.2008. Discussion Paper: Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments
——.2009a. Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement
——.2009b. Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement
——.2009c. Exposure Draft: Financial Instruments: Classification and Measurement
——.2009d. Project Summary and Feedback Statement IFRS 9: Financial Instruments
——.2009e. International Financial Reporting Standard 9: Financial Instruments
——.2010a. Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities
——.2010b. Project Summary and Feedback Statement IFRS 9: Financial Liabilities
——.2010c. International Financial Reporting Standard 9: Financial Instruments
- 神戸大学会計学研究室編. 2007. 『第六版会計学辞典』. 同文館出版
- 山田辰己. 2009. 「IFRS 及び IAS の解説第17回 国際財務報告基準 (IFRS) の考え方について—日本基準との違いにも触れて—」. 『会計監査ジャーナル』. No. 653: p 33-p 39